

平成 21 年 12 月 15 日
附属図書館長裁定

新型インフルエンザ感染拡大時における附属図書館の対応について

新型インフルエンザ感染拡大時における附属図書館の対応については、「金沢大学(新型)インフルエンザ対策行動指針(2009.10.02)」に定められていることのほか、以下のとおりとする。

なお、学内の危機対策本部から指示があった場合は、それに従う。

(基本方針)

附属図書館利用者および附属図書館職員の感染拡大防止を第一義とする。

情報サービス課の職員(非常勤職員、学生アルバイトを含む。以下「担当職員」という。)が新型インフルエンザに感染し、図書館サービスに支障を来す場合、又は支障を来す恐れがある場合は、附属図書館長の判断でサービスの縮小、開館時間の短縮及び臨時閉館等の措置をとることができることとする。

(全学休講時における対応)

全学休講となった場合は、全館を臨時閉館とする。臨時閉館の期間は全学休講の期間に従う。

(開館時間の変更)

各館において夜間の開館業務を担当する非常勤職員(学生アルバイト)に2名以上の感染者が発生し、かつ開館継続に必要な人数が確保できないと判断される場合は、開館時間を短縮し17時までとする。ただし、保健学類図書室は業者委託のためこれに含めない。

(臨時閉館)

1. 中央図書館及び自然科学系図書館

平日の勤務時間において、常勤職員1名以上を含む2名以上の担当職員が確保できない場合は臨時に閉館する。また、平日以外の開館日においては、担当職員2名を確保できない場合は臨時閉館とする。

2. 医学系分館及び保健学類図書室

平日の勤務時間において、医学系分館系の常勤職員1名以上を含む3名以上の担当職員が確保できない場合は臨時に閉館する。また、医学系分館の平日以外の開館日においては、担当職員2名を確保できない場合は臨時閉館とする。

(判断の流れ)

各館の担当係長と情報サービス課副課長が担当職員の感染状況から、開館時間の変更又は臨時閉館の日数等を協議し、その結果を情報サービス課長に報告する。情報サービス課長は附属図書館長（附属図書館長と連絡が取れない場合は副館長）に報告し、判断を仰ぐ。また、その判断の結果を情報企画課長と情報部長に連絡する。

(情報サービス課長の代理)

情報サービス課長が感染し、対応が不可能になった場合は、以下の順に代理者を置き、情報サービス課長の職務を代行する。

- (1) 情報企画課長
- (2) 情報サービス課副課長
- (3) 情報企画課副課長（情報企画担当）

(緊急時の対応)

緊急時において、附属図書館長および副館長のいずれにも連絡が取れない場合は、担当職員は情報サービス課長の指揮のもとに本裁定に基づき行動し、情報サービス課長が附属図書館長に事後報告を行うこととする。

(その他)

その他、実施の詳細等については必要に応じ関係者において協議する。